

議案第 6 号

八幡浜市出張所設置条例及び八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の  
制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市出張所設置条例及び八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例  
(八幡浜市出張所設置条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市出張所設置条例（平成 1 7 年条例第 9 号）の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の  
欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
八幡浜市 双岩出張 所	八幡浜市若 山 2 番耕地 3 3 番地 4	若山、釜倉、中津 川、布喜川、横平、 谷	八幡浜市 双岩出張 所	八幡浜市若 山 2 番耕地 3 3 番地 4	若山、釜倉、中津 川、布喜川、横平、 谷
			八幡浜市 川上出張 所	八幡浜市川 上町川名津 甲 9 0 番地	川上町川名津、川 上町上泊、川上町 白石
(略)			(略)		

(八幡浜市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 八幡浜市印鑑条例（平成 1 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正  
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに  
対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書)	(印鑑登録証明書)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合

\_\_\_\_\_における印鑑登録証明書の作成は\_\_\_\_\_,市長が定める方法により行う\_\_\_\_\_ことができる。

(1) 事故その他の事由により、前項に規定する方法で印鑑登録証明書を作成することができない場合

(2) 八幡浜市磯津出張所において印鑑登録証明書を作成する場合

(3) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第1項の規定により同法第2条第5号に規定する印鑑登録証明書の引渡しに関する八幡浜市の事務を取り扱わせることを指定した郵便局において印鑑登録証明書を作成する場合

第13条 (略)

2 事故その他の事由により、前項に規定する方法で印鑑登録証明書を作成することができない場合及び磯津出張所における印鑑登録証明書の作成方法については、市長が定める方法により作成する\_\_\_\_\_ことができる。

## 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

## 提案理由

川上出張所を廃止し、八幡浜市の特定の事務を八幡浜川名津郵便局に取り扱わせることに伴い、所要の改正を行うため。